

長崎県条例第43号

長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める  
条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第14項（同法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び同法第34条第7項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）に規定する標識の寸法は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成 24 年 7 月 20 日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第 28 号

長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める条例施行規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく標識の基準を定める条例(平成 24 年長崎県条例第 43 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定猟法禁止区域の標識)

第 2 条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)

第 15 条第 14 項に規定する指定猟法禁止区域の標識の寸法は、様式第 1 号のとおりとする。

(鳥獣保護区の標識)

第 3 条 法第 28 条第 9 項において準用する法第 15 条第 14 項に規定する鳥獣保護区の標識の寸法は、様式第 2 号のとおりとする。

(特別保護地区の標識)

第 4 条 法第 29 条第 4 項において準用する法第 15 条第 14 項に規定する特別保護地区の標識の寸法は、様式第 3 号のとおりとする。

(休猟区の標識)

第 5 条 法第 34 条第 7 項に規定する休猟区の標識の寸法は、様式第 4 号のとおりとする。

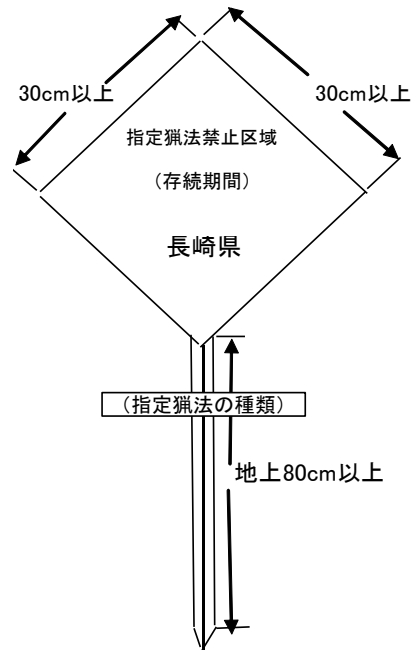
(特定猟具使用禁止区域等の標識)

第 6 条 法第 35 条第 12 項において準用する法第 34 条第 7 項に規定する特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域の標識の寸法は、それぞれ様式第 5 号及び様式第 6 号のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)



備考

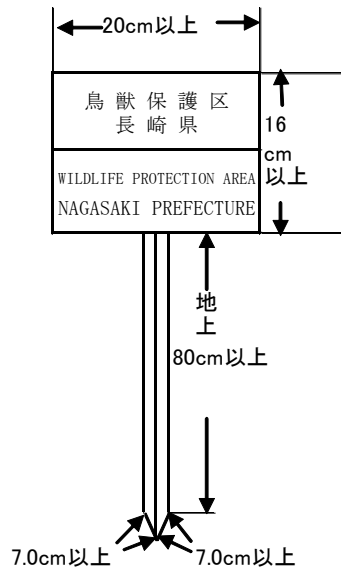
- 1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150cm以上の場所で固定させること。
- 2 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 3 制札及びその他の既存工作物にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。なお、この場合のシールの寸法については、この限りでない。
- 4 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。
- 5 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

指定猟法禁止区域 Designated Way of Hunting Prohibited Area

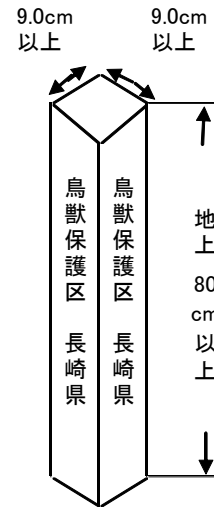
\*指定猟法の例 鉛製散弾の使用禁止 No Hunting with Lead Shot

様式第2号 (第3条関係)

制札



標柱

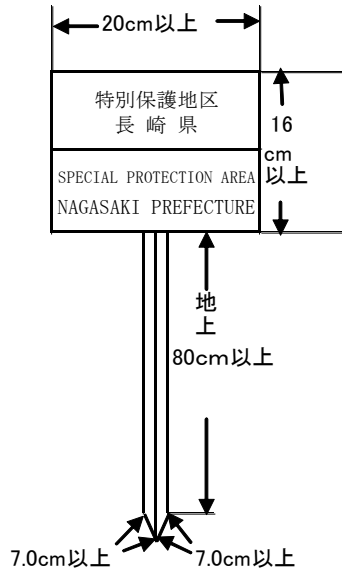


備考

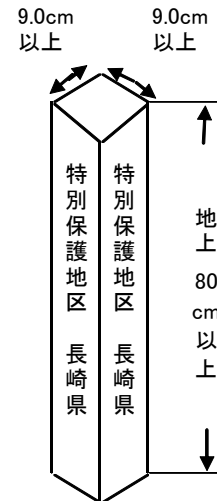
- 1 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は **Wildlife Protection Area** とする。
- 2 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りでない。
- 3 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは **80cm** 以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 4 標柱、制札及びその他の既存工作物にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。なお、この場合のシールの寸法については、この限りでない。
- 5 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第3号 (第4条関係)

制札



標柱

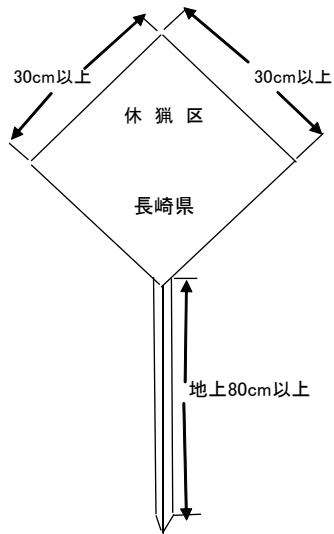


備考

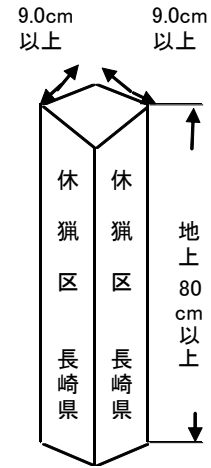
- 1 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は **Special Protection Area** とする。
- 2 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りでない。
- 3 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは **80cm 以上** とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 4 標柱、制札及びその他の既存工作物にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。なお、この場合のシールの寸法については、この限りでない。
- 5 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第4号 (第5条関係)

制札



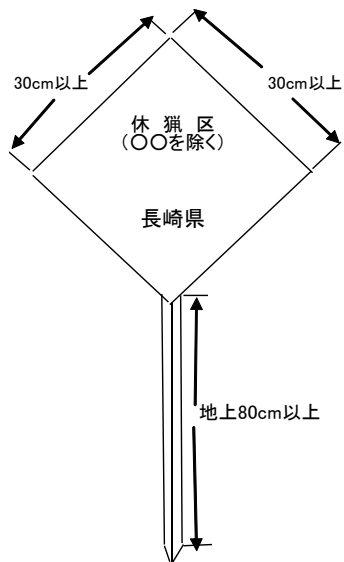
標柱



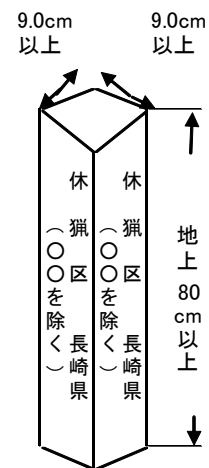
備考

- 1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上 150cm 以上の場所で固定させること。
- 2 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは 80cm 以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 3 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、知事が特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定した場合には、次に掲げる標識を設置すること。

制札



標柱



\*〇〇の部分には法第 14 条第 1 項の規定に基づき知事が指定した区域において捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類を表記すること。

4 制札への英文表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

休猟区 Temporary Game Preserve Area

休猟区のうち特定鳥獣に関し捕獲等を行うことができる区域

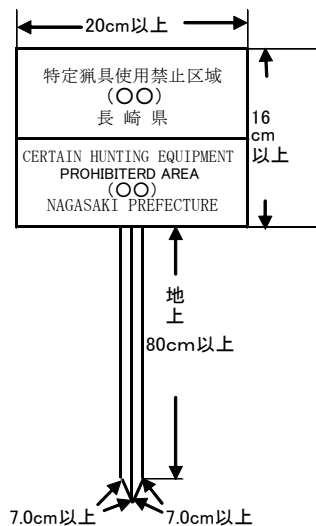
Temporary Game Preserve Area (Except ○○)

5 標柱、制札及びその他の既存工作物にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。なお、この場合のシールの寸法については、この限りでない。

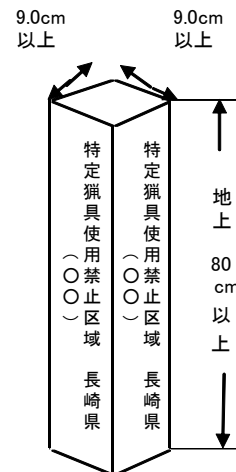
6 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

### 様式第5号 (第6条関係)

制札



標柱



### 備考

1 ○○の部分には、使用を禁止する猟具の種類を表記すること。

2 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

特定猟具使用禁止区域 Certain Hunting Equipment Prohibited Area

\*特定猟具の例 銃 Gun はこわな Box Trap

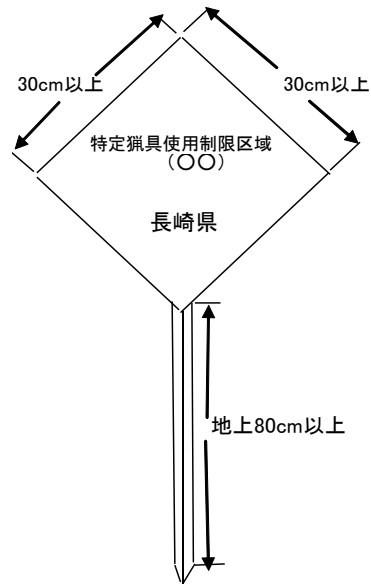
3 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りでない。

4 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。

5 標柱、制札及びその他の既存工作物にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。なお、この場合のシールの寸法については、この限りでない。

- 6 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第6号（第6条関係）  
制札



備考

- 1 〇〇の部分には、使用を制限する猟具の種類を表記すること。
- 2 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150cm以上の場所で固定させること。
- 3 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは80cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 4 制札及びその他の既存工作物にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。なお、この場合のシールの寸法については、この限りでない。
- 5 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。
- 6 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

特定猟具使用制限区域 Certain Hunting Equipment Restricted Area

\*特定猟具の例 銃 Gun